



**凡 例**

用途地域	容積率	建ぺい率	外壁の構造 基礎の構造	建築物の 高さの制限
第一種低層住居専用地域	60	40	1.0m	10m
第一種中高層住居専用地域	200	60	-	-
第一種住居地域	200	60	-	-
第二種住居地域	200	60	-	-
準住居地域	200	60	-	-
近隣商業地域	300 200	80	-	-
商業地域	400 200	80	-	-
準工業地域	200	60	-	-
工業地域	200	60	-	-
工業専用地域	200	60	-	-
無 指 定	200	70	-	-

都市計画道路  
交通広場・駅前広場  
都市計画公園・緑地  
墓 園  
高度利用地区  
土地区画整理事業  
地区計画  
トラックターミナル  
火 葬 場  
公共下水道排水区域

座標系の測地系は JGD2011 を指定する  
JGD2011 は平成 23 年 10 月 21 日時点の測量法施行令  
(昭和 24 年政令第 322 号) 第 2 条及び第 3 条を典拠とする  
投影は横メルカトル図法  
図面に表示してある座標値はキロメートル単位  
万単位 0.5 キロメートル  
図面に表示してある経緯度目盛は 10 秒間隔  
高さの基準は東京湾の平均海面  
等高線の間隔は 2 メートル